

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 4 5 号	<p style="text-align: center;">〔工事請負契約の締結について〕</p> <p>一般県道羽出庭三良坂線道路改良工事（橋梁上部工）について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>
議案第 4 6 号	<p style="text-align: center;">〔工事請負契約の締結について〕</p> <p>（仮称）三次市民ホール建築工事について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>
議案第 4 7 号	<p style="text-align: center;">〔工事請負契約の締結について〕</p> <p>（仮称）三次市民ホール電気設備工事について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>
議案第 4 8 号	<p style="text-align: center;">〔損害賠償の額を定めることについて〕</p> <p>平成 2 5 年 2 月 1 8 日に三次市三和町上巻 2 5 6 7 番地 2 地先、国道 3 7 5 号の路上で発生した消火栓の蓋の跳ね上がりによる物損事故の損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めようとするものである。</p>